

森林土木工事 特記仕様書【共通】

第1 総則

1 適用

本特記仕様書は、森林整備保全事業工事標準仕様書を補完し、中部森林管理局発注工事に共通して適用する契約条件を定めるものである。受注者は、契約図書及び本特記仕様書に基づき、適正に工事を実施しなければならない。

2 適用図書

本特記仕様書に適用する図書は次のとおりとし、契約締結日時点における中部森林管理局又は林野庁ホームページに掲載されている最新版によるものとする。

- ・ 森林整備保全事業工事標準仕様書
https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/keiyaku_yakkan/attach/pdf/100601-137.pdf
- ・ 森林整備保全事業工事施工管理基準
https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/keiyaku_yakkan/attach/pdf/100601-138.pdf
- ・ 森林整備保全事業工事写真管理基準
https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/keiyaku_yakkan/attach/pdf/100601-121.pdf
- ・ 森林土木工事書類作成マニュアル
https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/keiyaku_yakkan/attach/pdf/100601-130.pdf
- ・ 情報共有システム実施要領
https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/keiyaku_yakkan/attach/pdf/100601-111.pdf
- ・ 電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)
<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>
- ・ 小黑板情報電子化対応ソフトウェア
<https://www.jcomsia.org/kokuban/software>
- ・ 工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領
https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-292.pdf
- ・ 出来高部分払方式実施要領
https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/keiyaku_yakkan/attach/pdf/100601-65.pdf
- ・ 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」
https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-317.pdf
- ・ 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」の一部改正について

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-366.pdf

- ・ 「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-342.pdf

「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」の一部改正について

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-367.pdf

- ・ 森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-377.pdf

第2 工事関係書類及び情報共有

1 工事書類

工事書類の作成は、森林土木工事書類作成マニュアルによるものとする。

2 情報共有システム

情報共有システムの利用及び運用は、情報共有システム実施要領によるものとする。

3 デジタル工事写真の黒板情報電子化

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的として、工事写真の撮影と同時に黒板情報を電子的に記録するとともに、写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化及び工事写真の改ざん防止を図るものである。

- (1) 本工事においてデジタル工事写真の黒板情報電子化を実施する場合は、工事契約後の受発注者協議によりデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事とすることができる。対象工事とした場合は、次の各号によるものとする。

ア 対象機器の導入

受注者は、黒板情報の電子的記入及び信憑性確認（改ざん検知機能）が可能な機器・ソフトウェア等を使用するものとする。なお、使用機器の事例として、一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会（J-COMSIA）が公表する黒板情報電子化対応ソフトウェアを参考とすること。ただし、使用機器及びソフトウェアの選定については、当該事例に限定するものではない。

イ 黒板情報の要件

電子的に記入する項目は、森林整備保全事業工事写真管理基準に定める黒板記載事項を満たすものとする。また、信憑性確認機能については、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載された暗号技術を使用したものとする。

ウ 使用機器等の事前提示

受注者は、工事着手前に使用機器等を監督職員へ提示するものとする。

4 現場工事等における遠隔臨場

現場工事等における遠隔臨場については、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」によるものとする。

第3 契約方式

1 出来高部分払方式

契約締結時に出来高部分払方式を選択した工事については、出来高部分払方式実施要領によるものとする。

第4 積算条件及び設計変更

1 地域外からの労働者確保に関する取扱い

本工事は、工事の実施にあたり不足する技術者又は技能者を広域的に確保せざるを得ない場合を想定し、契約締結後に労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく積算額では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象費の支出実績を踏まえ、最終精算変更時に設計変更の対象とする試行工事である。

(1) 対象費用

実績変更対象費は次のとおりとする。

ア 共通仮設費（営繕費）

- ① 労働者送迎費
- ② 宿泊費（労働者確保に係るものに限る）
- ③ 借上費（労働者確保に係るものに限る）

イ 現場管理費（労務管理費）

- ① 募集及び解散に要する費用
- ② 賃金以外の食事
- ③ 通勤等に要する費用

(2) 実施計画書の提出

受注者は、表－1「実績変更対象費の割合」を参考に、実績変更対象費の内訳を実施計画書（労働者確保_様式1）に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(3) 設計変更の協議

受注者は、最終設計変更時において、実施計画書に変更計上額及び差額を記載し、実績変更対象費として実際に支払ったことを証明する書類（領収書その他支出実績を証明する書類）を添付して監督職員に提出し、協議を行うものとする。

(4) 設計変更額の算定

発注者は、最終設計変更時において、受注者から提出された証明書類により実績変更対象費を確認した場合は、次により設計変更を行う。

ア 共通仮設費率分は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から、実施計画書に記載された当初計上額を差し引いた後、証明書類により確認された費用を加算して算出する。

イ 現場管理費率分は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から、実施計画書に記載された当初計上額を差し引いた後、証明書類により確認された費用を加算して算出する。

(5) 設計変更の対象としない費用

受注者の責めに帰すべき事由による工事工程の遅延等により生じた増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) その他

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合は、法的措置又は指名停止等の措置を行う場合がある。なお、本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

表－１ 実績変更対象費の割合

工種	費目	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合（借上費、宿泊費、労働者送迎費）	現場管理費に占める実績変更対象費の割合（募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用）
		(%)	(%)
河川工事		9.19	1.24
河川・道路構造物工事		17.81	2.14
治山・地すべり防止工事		11.84	1.38
海岸工事		13.61	1.69
森林整備		10.64	1.10
道路工事		12.82	1.52
鋼橋架設工事		28.64	3.09
P C 橋工事		18.84	2.02
舗装工事		11.25	1.27
公園用地造成工事		10.64	1.10
道路維持工事		14.93	1.13
トンネル工事		15.69	1.96

２ 中東情勢の変化等による資材の流通状況を踏まえた対応

(1) ナフサ由来の資材について、中東情勢の変化等に起因する供給の偏在、流通の停滞その他の理由により、入手の遅延又は追加的な調達費用の発生が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と協議するものとする。

(2) 受注者は、前項の協議にあたり、追加的な調達費用が発生したことを証明する書類（取引伝票、見積書、請求書等）を発注者に提出するものとする。

(3) 発注者は、提出された証明書類等の内容を確認の上、妥当と認められる追加的な調達費用について、設計変更の対象とするものとする。

3 遠隔地からの建設資材等調達

- (1) 建設資材等の安定的な供給を図るため、当初想定していた調達箇所からの調達が困難となり、やむを得ず他の調達箇所から調達する場合は、受注者は事前に監督職員と協議するものとする。
- (2) 前項の場合において、購入費及び輸送費等の増加が生じたときは、受注者は当該費用を証明する書類（取引伝票、見積書、請求書等）を監督職員に提出し、設計変更の対象について協議するものとする。
- (3) 受注者の責に帰すべき事由により生じた増加費用については、設計変更の対象としない。
- (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合は、法的措置及び指名停止等の措置を行うことがある。

第5 労働安全衛生及び働き方改革

1 熱中症対策

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する現場管理費率補正の対象工事である。

なお、その取扱いについては、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」（令和元年6月26日付け元林整計第68号）及び「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」の一部改正について（令和8年3月26日付け7林整計第562号）によるものとする。

2 現場閉所による週休2日の促進

現場閉所による週休2日の促進については、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和元年6月20日付け元林整計第65号）及び「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」等の一部改正について（令和8年3月26日付け7林整計第562号）によるものとする。

第6 地域貢献及び被災地支援

1 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保

- (1) 受注者は、工事の施工にあたり、効率的な施工に配慮しつつ、令和6年能登半島地震による被災地域（新潟県、富山県、石川県及び福井県。以下「被災地域」という。）における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
- (2) 受注者は、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月ごとの雇用実績人数を監督職員に提出するものとする。
- (3) 発注者は、前項の規定による報告により被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定要領に基づき適切に評価するものとする。

第7 現場環境改善及び木材利用

1 現場環境改善費

本工事は、現場環境改善費に要する費用を率に計上している工事である。

(1) 対象となる現場環境改善費

表－2のとおり。

実施内容

- ア 受注者は、計上費目ごとに原則として1内容以上を選定し、合計4内容以上を実施するものとする。ただし、地域の実情又は工事内容に応じて、実施項目の組合せ、実施項目数及び実施内容を変更できるものとする。
- イ 実施内容については、発注者が指定している場合を除き、原則として受注者が選定するものとする。
- ウ 受注者は、現場環境改善の具体的な実施内容及び実施期間について、施工計画書に記載の上、監督職員に提出するものとする。
- エ 表－2の内容に該当しないものであっても、受注者が現場環境改善に資すると判断するものについては、監督職員と協議の上、現場環境改善として実施することができる。なお、前各号に定める実施内容を変更する場合についても、監督職員と協議するものとする。
- オ 受注者は、工事完了後、現場環境改善の実施状況又は支出実態が確認できる写真その他の資料を監督職員に提出するものとする。なお、実施内容が確認できない場合は、当該費用について減額の設計変更を行うものとする。
- カ 現場事務所等への木材利用を実施した場合は、現場環境改善費（率計上分）の営繕関係における実施内容として取り扱うものとする。また、地域材を使用した場合は、地域連携における実施内容の「社会貢献」として取り扱うことができる。なお、木材利用の内容については、3の「木材利用の推進」によるものとする。

表－2 対象となる現場環境改善費

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	・ 昇降設備の充実 ・ 環境対策の充実 ・ I C T設備の充実 ・ 作業負荷の低減
安全関係	・ 工事標識・照明等安全施設の充実 ・ 盗難防止対策 ・ 健康関連施設の充実 ・ 野生生物・害虫対策等

営繕関係	・ 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ・ 労働者宿舎の充実 ・ 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） ・ 衛生設備・厚生施設の充実等 ・ 現場事務所等への木材利用
地域連携	・ 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、P R 看板等） ・ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・運営管理等を含む。） ・ 社会貢献（地域材を使用した木材利用を含む。） ・ 地域対策費等（地域行事等の経費を含む。） ・ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

2 現場環境の整備【快適トイレ】

(1) 内容

受注者は、現場に以下の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。また、推奨する仕様・付属品については、満たしていればより快適に使用できる項目であり必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ・ 洋式便座
- ・ 水洗機能（簡易水洗を含む）
- ・ 臭い逆流防止機能
- ・ 容易に開かない施錠機能
- ・ 照明設備
- ・ 衣類掛け等のフック又は荷物置場

【付属品として備えるもの】

- ・ 現場に男女がいる場合に男女別のトイレ
- ・ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ・ サニタリーボックス（女性用トイレに必須）
- ・ 鏡と手洗器
- ・ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様・付属品】

- ・ 室内寸法 900×900mm 以上
- ・ 擬音装置
- ・ 着替え台
- ・ 臭気対策機能の向上
- ・ 室内温度の調整機能
- ・ 小物置場
- ・ 男女別の更衣室等

- ・付属品等の木質化

(2) 快適トイレに要する費用

- ア 本工事は、快適トイレの設置に要する費用を当初設計において計上している。なお、設置基数、設置期間その他の設計条件に変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。
- イ 対象となる費用は、「快適トイレに求める機能」及び「付属品として備えるもの」に係る費用から、従来品相当額（10,000 円／基・月）を控除した額とし、57,000 円／基・月を上限とする。また、ハウス型等で入口が別となっている場合は、入口ごとに 57,000 円／基・月を上限として計上できるものとする。
- ウ 運搬費及び設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については現場環境改善費（率）に含まれるものとして、別途計上しない。

3 木材利用の推進

(1) 現場事務所等への木材利用

- ア 現場事務所等への木材利用は、受注者が任意で実施するものとする。
- イ 現場事務所等への木材利用とは、以下の各号に掲げるものをいう。なお、構造・仕様は問わない。
 - ① 壁、柱、梁、桁、小屋組、天井、床等の全部又は一部に木材を使用した現場事務所。ただし、内壁、天井又は床に合板のみを使用したプレハブ現場事務所は含まない。
 - ② 現場事務所（プレハブ現場事務所を含む。）の壁面保護又は目隠しとして、現場事務所の正面 1 面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。
- ウ 現場事務所等への木材利用に要する費用は、現場環境改善費（率計上分）に含まれるものとし、別途計上しない。

(2) 工事看板等への木材利用

工事看板その他工事を周知する掲示物については、木材の積極的な利用に努めるものとする。

(3) 使用木材

使用する木材は、合法性及び持続可能性が証明された木材を原則使用するものとする。

第 8 施工条件

1 支障木の処理

- (1) 支障木の伐採、搬出その他処理（以下「支障木処理」という。）を行う場合は、受注者は施工計画書に当該作業の実施方法、安全管理措置及び作業従事者の資格等を記載し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、支障木処理を下請負人に実施させる場合は、当該作業を含む施工体系図を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、支障木処理の実施にあたり、関係法令その他安全施工に関する基準を遵守するとともに、必要な安全対策を講じるものとする。

- (4) 支障木の伐採範囲は、工事施工上必要最小限とし、設計図書に示す範囲を超えて伐採してはならない。なお、現地条件等により追加伐採が必要となる場合は、事前に監督職員と協議するものとする。
- (5) 支障木の処理方法は、設計図書又は監督職員の指示によるものとし、受注者は無断で搬出、売却、譲渡又は利用してはならない。なお、現場で発生した支障木等を利用する場合は、監督職員の指示に従い必要な手続を行うものとする。
- (6) 支障木の数量、位置、処理方法その他の現地条件が設計図書と相違する場合は、受注者は速やかに監督職員へ報告し、受発注者協議の上、必要に応じて設計変更の対象とする。

2 均しコンクリート

- (1) 均しコンクリートを施工する場合は、施工範囲、厚さ、数量及び配合を明らかにした資料を事前に監督職員へ提出し、承諾を受けるものとする。なお、受注者の任意施工として実施する場合も同様とする。
- (2) 均しコンクリートの幅は、原則として躯体幅に型枠設置に必要な幅を加えた範囲とし、厚さは 10cm を標準とする。
- (3) 均しコンクリートの施工は、本体構造物と同時に施工する階段式間詰コンクリート等についても適用できる。
- (4) 均しコンクリートに使用するコンクリートの配合は、本体構造物と同等又は同等以上の品質を有する配合とする。
- (5) 均しコンクリートは本体構造物の基礎面より下部に設置するものとし、本体構造物には含めない。また、伸縮継目及び止水板は設置しないものとする。
- (6) 床掘完了時の段階確認は、均しコンクリート施工箇所の掘削完了時に受けるものとし、基礎地盤の状況並びに施工範囲等について確認を受けるものとする。
- (7) 均しコンクリートの打設終了後、本体コンクリートを施工する前に、森林整備保全事業工事標準仕様書（5-3-5-4）の規定に基づき、均しコンクリート上面の清掃及び基礎岩盤の湿潤処理を適切に実施するものとする。
- (8) 均しコンクリートの養生は、急速乾燥及び雨水等の混入防止を目的とした簡易養生を標準とする。
- (9) 均しコンクリートの数量及び使用配合は、レディーミクストコンクリート納入書等により確認できるよう整理するものとする。
- (10) 出来形管理は、延長、幅及び厚さについて実測又は写真により確認するものとし、出来形管理表の様式は任意とする。なお、品質管理試験（スランプ試験、圧縮強度試験及び空気量試験等）は、設計図書又は監督職員が指示する場合を除き省略できるものとする。

第9 ICT・省人化施工

1 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の費用

- (1) 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の実施及び施工対象工種については入札説明書によるものとし、実施する場合の費用は、設計変更により森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領に基づき計上するものとする。

- (2) 施工実態調査等を実施する場合は、これに協力すること。